

発行所

株式会社 F.P.シミュレーション

大阪市中央区平野町3-1-10 Tel:06-209-7678

編集発行人: 税理士 三輪 厚二 Fax:06-209-8145

## ◇ 養子がある場合の死亡保険金の非課税金額

Q: 養父が亡くなり、生命保険金を受け取りました。相続人は4人いますが、全員が養子です。

相続税の計算上、養子がある場合には死亡保険金の非課税金額が少なくなるそうですが、どのように計算するのでしょうか。

A: 1,000万円(500万円×2)が非課税限度額になります。

### 【解説】

死亡保険金については、被相続人の死後における相続人の生活の安定等を図るという生命保険の目的から、相続人(相続を放棄した人や相続権を失った人を除きます)が受け取った保険金のうち、次の算式により計算した金額を限度として非課税とすることとされています。

非課税限度額 = 500万円 × 法定相続人の数

上記算式中の法定相続人の数には、相続を放棄した人も含みますが、養子がいる場合は、法定相続人の数に含まれる養子の数が、次の人数に制限されます。

- (1) 被相続人に実子がいる場合……1人
- (2) 被相続人に実子がいない場合……2人

ご質問の場合、相続人全員が養子とのことです。非課税限度額を計算する場合の法定相続人の数は2人ということになります。

なお、法定相続人の数において制限される養子は、あくまで数の制限を受けるだけで、身分関係を否定されるものではありませんから、民法上の相続人に該当します。

